

⑪ 寄附金を支出したとき

平成31年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。



寄附をすると税金が
戻ってくると
聞いたのですが…



個人が支出した寄附金の控除

国や地方公共団体、特定の法人などに寄附をした場合は、確定申告を行うことで、所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

- 個人が特定寄附金を支出したときは、寄附金控除として所得金額から差し引かれます。
- 個人が支出した政治活動に関する寄附金のうち政党若しくは政治資金団体に対する寄附金又は個人が支出した認定NPO法人等若しくは公益社団法人等に対する寄附金については、①寄附金控除(所得控除)の適用を受けるか、②寄附金特別控除(税額控除)の適用を受けるか、どちらか有利な方を選ぶことができます。

①寄附金控除(所得控除)

寄附金控除は次の算式で計算します。

$$\text{その年中に支出した特定寄附金の額の合計額} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

注:特定寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度です。

②寄附金特別控除(税額控除)

(i) 政党等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$\text{その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額} - 2\text{千円} \times 30\% = \text{政党等寄附金特別控除額}$$

◎100円未満の端数切捨て

(ii) 認定NPO法人等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$\text{その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額} - 2\text{千円} \times 40\% = \text{認定NPO法人等寄附金特別控除額}$$

◎100円未満の端数切捨て

(iii) 公益社団法人等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$\text{その年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金(一定の要件を満たすもの)の額の合計額} - 2\text{千円} \times 40\% = \text{公益社団法人等寄附金特別控除額}$$

◎100円未満の端数切捨て

注1:(i)～(iii)の寄附金の額の合計額は原則として所得金額の40%相当額が限度です。

注2:(i)の特別控除額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。

(ii)及び(iii)の特別控除額の合計額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。

注3:上記①及び②の算式中の2千円は、寄附金控除と寄附金特別控除(税額控除)とを合わせた金額です。

〈特定寄附金とは〉

① 国又は地方公共団体に対する寄附金

注:学校の入学に関して寄附するものは除きます。

次の②及び③においても同じです。

② 指定寄附金

公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金で、広く一般に募集され、かつ公益性及び緊急性が高いものとして、財務大臣が指定したもの

③ 特定公益増進法人に対する寄附金

公共法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものと認められた特定公益増進法人に対する寄附金で、その法人の主たる目的である業務に関連するもの

④ 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

主務大臣の証明を受けた特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すると認められる一定の公益信託の信託財産とするために支出した金銭

⑤ 認定NPO法人等(※)に対する寄附金

特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして認められたものなど(認定NPO法人等)に対する寄附金で、特定非営利活動に係る事業に関連するもの

※「認定NPO法人等」とは、所轄庁の認定を受けた認定NPO法人(特例認定を受けた特例認定NPO法人を含みます。)をいいます。認定NPO法人等の一覧は、内閣府ホームページ(www.npo-homepage.go.jp)をご覧ください。

注:認定の有効期間内に支出する寄附金について適用されます。

⑥ 政治活動に関する寄附金

個人が支出した次の団体等に対する政治活動に関する寄附金のうち、一定の要件に該当するもの

(1) 政党(支部を含みます。)、(2) 政治資金団体、(3) その他の政治団体で一定のもの、(4) 一定の公職の候補者

⑦ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額など

〔参考〕個人住民税における寄附金税額控除について

都道府県・市区町村や住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字支部に対する寄附金、住所地の都道府県・市区町村が条例で指定した寄附金を支出した場合は、住民税(翌年度)において寄附金税額控除を受けることができます。この寄附金税額控除を受けるには、原則として所得税及び復興特別所得税の確定申告又は住所地の市区町村に簡易な申告書による申告を行っていただく必要があります。

注1:住民税の控除を受けるために、住所地の市区町村に簡易な申告書による申告のみを行った場合は所得税の寄附金控除は受けられませんので、ご注意ください。

注2:確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附)を行う場合、確定申告を行わずにふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」があります。

詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

法人が寄附をした場合は
どうなるの?



法人が支出した寄附金の損金算入

国や地方公共団体への寄附金と指定寄附金はその全額が損金になり、それ以外の寄附金は一定の限度額までが損金に算入できます。

- 法人が支出した一般の寄附金については、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

①一般の寄附金の損金算入限度額

$$\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{1}{4} = \text{損金算入限度額}$$

◎計算例 資本金等の額1,000万円、所得の金額1,500万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額

$$1,000\text{万円} \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + 1,500\text{万円} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{1}{4} = 10\text{万円}$$

注:所得の金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。

- 法人が支出した寄附金のうちに②～⑤の寄附金があるときは、それぞれ次のような取扱いになります。

②国等に対する寄附金及び指定寄附金

国や地方公共団体に対する寄附金及び指定寄附金は、その支払った全額が損金に算入されます。

③特定公益増進法人に対する寄附金

特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- (1)特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
- (2)特別損金算入限度額

$$\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \times \frac{1}{2}$$

注:特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

④特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭は寄附金とみなされ、そのうち一定の要件を満たすもの(認定特定公益信託)は、③の寄附金に含めて損金算入額を計算します。

⑤認定NPO法人等に対する寄附金

認定NPO法人等に対する寄附金(指定寄附金に該当するものを除きます。)は、③の寄附金に含めて損金算入額を計算します。

注:認定NPO法人等に対し、認定の有効期間内に支出する寄附金について適用されます。

〔損金算入するための手続〕

上記②～⑤の寄附金を損金に算入するには、確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書など所定の書類を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。

〔参考〕法人住民税及び法人事業税における寄附金税額控除について(企業版ふるさと納税)

法人が地域再生法における認定地方公共団体が行った「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する寄附金(特定寄附金)を支出した場合には、法人住民税及び法人事業税において税額控除を受けることができます。

また、法人住民税からの控除税額が一定の金額に満たない場合、青色申告書を提出する法人については、法人税の確定申告書等に所定の書類を添付し、所定の書類を保存することにより法人税において税額控除を受けることができます。

詳しくは、事務所又は事業所が所在する都道府県・市町村の窓口にお尋ねください。

◇所得税と法人税の寄附金税制の比較(主なもの)

区 分	所 得 税	法 人 税
国又は地方公共団体に対する寄附金	特定寄附金として、 一定の金額を所得控除 公益社団法人等、認定NPO法人等又は政党等に対する寄附金で一定のものについては、 税額控除を選ぶことができます。	支出額の全額を損金算入
指定寄附金		一般の寄附金とは別枠で 寄附金の額の合計額と特別損金算入 限度額とのいずれか少ない金額の範 囲内で損金算入
特定公益増進法人に対する寄附金		
特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭		
認定NPO法人等に対する寄附金		損金算入限度額の範囲内で損金算入
政治活動に関する寄附金		
一般の寄附金(上記以外)	所得控除されない	



国税庁

www.nta.go.jp



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。